

數 願 書

- 一、香取君ノ解職ニ際シ解職手當金ヲ特六ヶ月分給與セラレタリ
 - 一、退職手當金ハ二ヶ年末満ニ對シ日給二十日分ヲ一ヶ年以上五ヶ年末迄一ヶ月ニ對シ日分宛増シ、五ヶ年以上六ヶ月増每二日給一日半宛増右ノ外解雇ノ際ハ三ヶ月以上及ヒ豫告ナ
 - 四日分計算支給セラレタリ
 - 但シ入職ノ月ヨリ實行セラレタリ
 - 一、定期債銀値上ヲ一ヶ年必ズ各人ニ對シ二圓行ハレタリ
 - 一、現在、歩合ノ三割五分ヲ本給ニ繰入レタリタリ
 - 一、精勤賞與ヲ實行セラレタリ
 - 但シ半月ニ對シ百八時間ニ日給一日分ヲ支給セラレタリ
 - 一、健康保險金ハ會社ニ於テ金額負担セラレタリ
 - 一、洗面所及浴室更衣場ヲ設置シ洗面水ハ水道局ノ水ヲ使用スル様設置セラレタリ
 - 一、此際ニ對シ犧牲者ヲ出ワサルコト
 - 一、金屬勞働組合ヲ認メラレタリ
 - 一、冬期ニ際シ防寒設備ヲセラレタリ
 - 一、能率増進ヲ目的トスル研究会ヲ組織スルコトヲ認メラレタリ
- 小六八製作所従業員一同
株主會社小六八製作所御中

別記

要 求 書

- 一、香取君ヲ無條件ニテ復職サセルカ又ハ解雇手當金六ヶ月分以上支給スルコト
- 二、退職手當金ハ左ノ割合ニ規定スル事
 - 一、一年未滿 二十五日分以上
 - 一、一年以上五年未滿 一ヶ月一日分ヲ増スコト
 - 一、五ヶ年以上 一ヶ月二日一、五日分ヲ増スコト
- 三、解雇ノ手當金ハ左ノ割合ニ規定スルコト
 - 最低 三ヶ月分以上但工場法ノ三ヶ告手當ヲ含マズ
- 四、健康保險料ハ會社側ニシテ金額負擔スルコト
- 五、歩合ヲ本給ニ繰入ルコト
 - 但三步五厘ハ標準トシ算定スルコト
- 六、年ニ面各人ニ付ズ定期昇給ヲ行フコト
- 七、洗面所食堂及更衣場ヲ造リ衛生設備ヲ完全ニシ洗面水ハ水道ノ水ヲ用フルコト
- 八、今回ノ事件ニ関シテハ解雇者ヲ出サバカ